

第 28 回高岡市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 8 年 8 月 10 日（月） 午後 1 時 28 分から 1 時 46 分

2 開催場所 高岡市役所 803 会議室

3 委員定数 19 人

4 出席委員数（19 人）

1 番	篠原	誠一郎	2 番	山本	誠
3 番	石黒	昇	4 番	杉山	逸郎
5 番	荒木	正昭	6 番	寺嶋	哲
7 番	石王	純子	8 番	山崎	明夫
9 番	山田	元徳	10 番	野原	弘美
11 番	向井	正弘	12 番	村上	委千子
13 番	山田	正	14 番	川渕	順正
15 番	常木	準	16 番	矢後	暁二
17 番	浦野	智稔	18 番	福田	達夫
19 番	北川	浩一			

5 欠席委員 なし

6 議事日程

議案第 27 号 高岡市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱の一部改正について

議案第 28 号 農地の権利移動について〔農地法第 3 条許可申請〕

議案第 29 号 権利移動を伴う農地転用について〔農地法第 5 条許可申請〕

報告第 27 号 耕作の事業を行う者が農業用施設に転用する場合の届出について

報告第 28 号 市街化区域内の農地転用について〔農地法第 4 条届出〕

報告第 29 号 市街化区域内の権利移動を伴う農地転用について〔農地法第 5 条届出〕

報告第 30 号 農地の賃貸借の合意解約について〔農地法第 18 条通知〕

報告第 31 号 高岡市農用地利用集積等促進計画（中間管理事業に係る県公告分）について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 大野 洋靖

係長 堀 泰平

主任 小林 唯

議 長

これより、第 28 回高岡市農業委員会総会を開会いたします。

総会開会にあたり、委員定数及び出席者数を報告いたします。委員定数は 19 名、現在の出席委員は 19 名であります。過半数の委員が出席しておりますので、総会が適法に成立していることを報告いたします。

次に、高岡市農業委員会総会会議規則第 8 条の規定により、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員に、9 番 山田元徳委員、10 番 野原委員を指名します。

議 長

それでは、これより、議案審議に入ります。議案第 27 号を議題とします。内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第 27 号 高岡市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱の一部改正についてご説明いたします。別紙 1 をご覧ください。

農地利用最適化推進委員の候補者の選任の手續等に係る基本的事項として、高岡市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱を定めております。

まず、要綱の第 4 条において、候補者となることができない欠格事由について規定しています。刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、懲役及び禁錮が廃止され、新たな刑として拘禁刑が創設されたことから、第 1 項第 2 号の「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものです。なお、高岡市農業委員会の委員の選任に関する要綱第 3 条においても同様の規定がございますが、農業委員については、市長が議会の同意を得て任命することになりますので、市長部局の担当課と情報共有を図り、該当箇所を改正いたします。

次に、要綱の第 14 条において、推進委員の補充について規定しています。現在の任期中に推進委員の方が辞任、逝去される事案がございましたが、欠員が生じた時期によっては、地域で後任の人事に時間を要することや、推薦、募集等にあたっては、公募の手续が必要となるため、残任期間が短期間となる、あるいは任期中に補充が間に合わないことも想定されます。そのため、「推進委員の辞任等により欠員が生じたときは、速やかに推進委員を補充しなければならない。」との規定を「推進委員の辞任等により欠員が生じた場合で、必要と認めるときは、速やかに推進委員を補充するものとする。」に改めるものです。実際に推進委員に欠員が生じた場合には、農業委員の皆様、地域の関係者の方々のご意見を踏まえながら、適切に対応したいと考えております。また、その他規定の整理を行っております。

以上、要綱の改正（案）を作成しましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました。

この案件について質疑やご異議ありませんか。

(なし)

ないようですので、それでは、この案件について、原案どおり承認しても
よいか、挙手でお諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手〕

賛成多数と認めます。

よって、この案件については、原案どおり承認することに決しました。

議 長

次に、議案第 28 号を議題とします。

内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第 28 号 農地の権利移動についてご説明いたします。

今回は申請件数で 6 件、面積にして 16,248.00 ㎡となっております。申請
内容については、次ページをご覧ください。

申請番号 1 については、令和 8 年 5 月 8 日（金）に開催された農業委員会
総会で承認を受けた土地ですが、譲受人の体調悪化により、許可を取り消し、
譲り受ける農地を譲受人耕作地の隣接農地のみに変更して改めて申請があ
ったものです。

受人の経営面積が 1,000 ㎡未満の申請番号 6 につきましては、受人から提
出された営農計画書を地区担当委員の方にご確認いただいております。譲受
人の住所が県外になっておりますが、譲渡人から農地の他に宅地及び住宅も
購入し、高岡市福岡町土屋へ転入する予定です。

以上 6 件につきましては、地区担当委員の方にも現地調査を実施してい
ただいております。また、許可要件を満たしていると考えられるものでありま
すので、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

この案件について補足説明や質疑ありませんか。

(なし)

ないようですので、それでは、この案件について、原案どおり承認しても
よいか、挙手でお諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手〕

賛成多数と認めます。

よって、この案件については、原案どおり承認することに決しました。

議 長

次に、議案第 29 号を議題とします。

内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第 29 号 権利移動を伴う農地転用についてご説明いたします。

今回は申請件数で 1 件、面積にして 94.78 ㎡となっております。申請内容については、次ページをご覧ください。

申請事由は住宅敷地で、是正案件です。譲受人が、隣接する宅地とともに申請地を購入する予定です。

以上 1 件につきましては、地区担当委員の方にも現地調査を実施していただいております。また、許可要件を満たしていると考えられるものでありますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

この案件について補足説明や質疑ありませんか。

(なし)

ないようですので、それでは、この案件について、原案どおり県知事に進達することとしては如何か、挙手でお諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手〕

賛成多数と認めます。

よって、この案件については、原案どおり県知事に進達することに決しました。

議 長

次に、報告第 27 号から第 31 号について、一括して報告いたします。

内容について、事務局より説明を行います。

事務局

報告第 27 号 耕作の事業を行う者が農業用施設に転用する場合の届出についてであります。

この届出は、農地法施行規則第 29 条第 1 号の規定による届出です。

市街化調整区域や非線引都市計画区域内の農地を転用する際には、県知事の許可を得る必要がありますが、農道や水路、2 アール未満の農業用施設を整備するために自己転用する場合は、県知事の許可は不要であり、農業委員会へ事前に届出を行うことになっています。

今回は申請件数で1件、面積にして146.00 m²、転用目的は農業用倉庫であり、是正案件となっております。

続きまして、報告第28号 市街化区域内の農地転用についてであります。

今回は申請件数で2件、面積にして727.72 m²となっております。申請内容については、次ページをご覧ください。

これらの案件については、地区担当委員の方に概要を通知し、専決処理をいたしております。

続きまして、報告第29号 市街化区域内の権利移動を伴う農地転用についてであります。

今回は申請件数で10件、面積にして6,499.00 m²となっております。申請内容については、次ページをご覧ください。

申請番号7から10は同一案件で、申請事由は分譲宅地です。

これらの案件については、地区担当委員の方に概要を通知し、専決処理をいたしております。

続きまして、報告第30号 農地の賃貸借の合意解約についてであります。

今回は申請件数で9件、面積にして30,454.00 m²となっております。内容については次ページ以降に記載のとおりです。

続きまして、報告第31号 高岡市農用地利用集積等促進計画（中間管理事業に係る県公告分）について説明いたします。

今回の申出は、96件です。期間別及び地区別の申請件数、面積は表のとおりです。個別の申出内容については、24ページ以降に記載しております。

これらについては、地区担当委員の方に概要を通知し、専決処理をいたしております。

今回の利用権設定及び中間管理事業を反映した流動化率は、36ページに記載のとおり42.96%となっております。

以上で報告の説明を終わります。

議長

これらの案件について質疑ありませんか。

（なし）

ないようですので、それでは、報告については承認することといたします。本日の議案審議は終了いたしました。

議 長 以上をもちまして、第 28 回高岡市農業委員会総会を閉会いたします。

令和 8 年 8 月 10 日

議事録署名

議事録署名